

令和5年5月
横浜税関

関係各位

令和5年度 機構改正及び事務処理体制の一部変更について

平素から税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年7月1日から下記のとおり、機構を改正し、事務処理体制の一部を変更することとしたのでお知らせします。

記

機構改正及び事務処理体制の変更

部名	担当名	変更前	内容
監視部	特別監視官 (第3担当)	【新設】	○保税取締に係る総括事務
業務部	統括審査官 (通関総括第4部門担当)	【新設】	○国際郵便物、航空貨物、海上小口貨物等に関する総括事務 (国際郵便物に関する総括事務について通関総括第2部門から通関総括第4部門へ移管)

以上